道保有のボランティア活動資機材の貸出し概要（イメージ）

〇 物品保管場所：精神保健福祉センター（札幌市白石区本通16丁目北6番34号）

【イメージ】

市　町　村

*災害発生*

*→　被害発生*

②災　害

　終結時

①災害時

市町村災害ボランティアセンター

（※その他保健福祉部長が特に認めた場合）

資機材

の返却

（※消耗品を除く）

～ 貸出に係る総合調整　～

別記第1号様式提出

〇 物品については、無償で

貸し出すものとする。

〇 貸出物品の返却に当たっ

ては、原状回復を基本と

する

〇 物品搬送に係る経費につ

　 いては、要請元ボランティ

アセンターが負担すること

を基本とする。

*資機材貸出しに係る基本的な考え方*

資機材

の提供

**北海道災害ボランティアセンター**

**（道社協）**

北　　　海　　　道

（保健福祉部地域福祉課）

協力

・ 活動資機材の必要性の要否

・ 近隣市町村からの供給調整

・ 関係団体との調整等

を総合的に判断し決定。

要請